

も即しており、二重議決にはならない。」との答弁がありました。

質疑は、このほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（一〇件）

| 件 | | 名 | | | | | |
|---------------------------------|----------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|------------------------|---------------------------|----------------------------|
| | | | | | | 提出 | |
| | | | | | | 月 | 提 出 |
| 一二二天 | 一二二天 | 一二二天 | 一二二天 | 五、二二天 | 五、二〇 | 日 | 提 出 |
| 受 領 五、一〇 | 受 領 五、一〇 | 受 領 五、一〇 | 受 領 五、一〇 | 受 領 (予) 五、二三天 | 受 領 (予) 五、二三天 | 又は(衆)へ 送付 月日 | 本院に受領 委員会 |
| 承 諾 六、二五 | 承 諾 六、二五 | 承 諾 六、二五 | 承 諾 六、二五 | 承 諾 六、二三六 | 承 諾 六、二三六 | 付 委 員 會 五、二三六 | 參 議 院 決 議 會 |
| 承 諾 六、二七 | 承 諾 六、二七 | 承 諾 六、二七 | 承 諾 六、二七 | 承 諾 六、二七 | 承 諾 六、二七 | 付 委 員 會 五、二三七 | 本 院 決 議 會 |
| 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 五、二三六 | 五、二三六 | 付 委 員 會 五、二三六 | 衆 議 |
| 承 諾 五、九 | 承 諾 五、九 | 承 諾 五、九 | 承 諾 五、九 | 承 諾 五、九 | 承 諾 五、九 | 議 委 員 會 五、二〇 | 議 院 決 議 會 |
| 承 諾 五、一〇 | 承 諾 五、一〇 | 承 諾 五、一〇 | 承 諾 五、一〇 | 承 諾 五、一〇 | 承 諾 五、一〇 | 議 委 員 會 五、一〇 | 備 考 |
| 昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 | | 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) | | 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) | | | |

質疑を終局し、直ちに採決に入り、採決の結果、昭和五十九年度暫定予算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決一一致の上、こゝに終り。

| | | |
|--|-------|-----------|
| 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書 | 件名 | 決算その他（七件） |
| （第九十八回国会） | 提出月日 | 五七、一二、二八 |
| 五、二二、二六 | 付委員会 | 参議院 |
| 五、七、七九 | 議委員決会 | 議院 |
| 五、七、七二 | 議本会決議 | 議院 |
| 五、二二、二六 | 付委員会 | 衆議院 |
| 五、一、一、二六 | 議委員決会 | 議院 |
| | 備考 | |

| | | | | | | |
|---|--------|------|--------|------|--------|------|
| 昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 |
| 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1） | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 | 三、二六 |
| 昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1） | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 |
| 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1） | 五、二六 | 五、二六 | 五、二六 | 五、二六 | 五、二六 | 五、二六 |
| 昭和五十八年度決算調整資金からの歳入組入れに關する調書 | 二二八 | 二二八 | 二二八 | 二二八 | 二二八 | 二二八 |
| 受領 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 |
| （予） | 五、一三、六 | （予） | 五、一三、六 | （予） | 五、一三、六 | （予） |
| 承諾 | 六、五 | 六、五 | 六、五 | 六、五 | 六、五 | 六、五 |
| 承諾 | 六、二七 | 六、二七 | 六、二七 | 六、二七 | 六、二七 | 六、二七 |
| 继続審査 | 二二六 | 二二六 | 二二六 | 二二六 | 二二六 | 二二六 |
| 承諾 | 五、九 | 五、九 | 五、九 | 五、九 | 五、九 | 五、九 |
| 承諾 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 | 五、一〇 |

| 件名 | 提出月日 | 付委員会 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|--|---------|-----------|-----------------------------------|---------|----|
| 昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総 算書(その2) | 五七一二、二八 | (第九十八回国会) | 五八、一六 | 五九、六、三五 | |
| 昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計 算書 | 五七一三、二八 | (第九十八回国会) | 一、二六 | 五九、六、三七 | |
| 昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算 書 | 一、二六 | 二二六 | 二二六 | 五九、六、三七 | |
| 昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和 五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十 七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和 五十七年度政府関係機関決算書 | 五九、六、三七 | 五九、六、三七 | 五九、六、三七 | 五九、六、三七 | |
| 昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計 算書 | 一、三一 | 五九、一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | |
| 昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算 書 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | |
| 继続審査 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | |
| 继続審査 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | |
| 继続審査 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | 一、三一 | |
| | | | 五九、六、三七 本会議で大 蔵大臣の報告を聴取 した。 | | |

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その2）

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その2）

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額
総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（いすれも衆議院送付）

五八、一二、二六 内閣提出

五九、五、一〇 衆承諾

六、二七 参承諾

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十六年度一般会計予備
費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外五件
の予備費関係、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組
入れに関する調書及び昭和五十六年度一般会計国庫債務負
担行為総調書（その2）、以上八件につきまして、決算委
員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上
げます。

まず、予備費関係六件は、財政法の規定に基づき国会の
事後承諾を求めるため提出されたものでありまして、その
内容は、昭和五十七年一月から同五十八年三月までの間に
おいて使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会
計の予備費関係経費であり、主要な項目として、災害復旧
事業、退職手当の不足補てん、総理大臣の外国訪問、国民
健康保険事業に対する国庫負担金の不足補てん、スモン訴
訟における和解の履行に必要な経費などが挙げられており
ます。

次に、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに
関する調書は、同年度における一般会計の歳入歳出の決算
上生じた不足を補てんするため、決算調整資金から一般会
計に二兆四千九百四十八億円余を組み入れたことについて、
決算調整資金に関する法律の規定に基づき国会の事後承諾
を求めるため提出されたものであります。

次に、昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書
(その2)は、昭和五十六年度に発生した災害の復旧事業
の実施が同五十七年度に及ぶものについて、同五十六年度
においてその事業費の一部補助について債務負担行為を行
つたことについて、財政法の規定に基づき国会に報告され
ます。

たものであります。

委員会におきましては、これらの八件を一括して審査をいたしましたが、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、予備費関係六件及び決算調整資金からの歳入組入れに関する調書につきましては、いずれも多数をもつて承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為一件につきましては全会一致をもつて異議ないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書
昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書

昭和五十七年度特別会計予算總則第十一條に基づく経費増額
総調書及び各省各厅所管経費増額調書

(いずれも衆議院送付)

五九、五、一〇 衆承諾

六、二七 参承諾

委員長報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅
所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
(衆議院送付)

五八、一二、二六 内閣提出

五九、五、一〇 衆承諾

六、二七 参承諾

委員長報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅
所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書

九十八回国会 五七、一二、二八 内閣提出

五八、四、二七 本会議報告

未了

九十九回国会

繼續審査

百 回国会

未了

百 一回国会

五九、七、一一 議決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十六年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十六年度決算は、昭和五十七年十一月二十八日国
会に提出され、同五十八年四月二十七日当委員会に付託と
なり、また国有財産関係二件につきましては、同五十八年
一月二十八日国会に提出され、同日当委員会に付託されま
した。

当委員会では、この決算外二件の審査に当たりましては、
国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行
されたかどうかについて審査するとともに、政府の施策全
般について広く国民的視野からの実績批判を行い、その結
果を内閣による将来の予算策定に反映させるべきであると
の観点に立って審査を行ってきたのであります。

この間、審査のために委員会を開くこと十回、別に述べ
るような内閣に対する警告にかかる質疑のほか、外交、
防衛、行政改革、財政再建に関する問題を初め、教育、医
療、農作物対策、雇用問題など行財政全般について熱心な
論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によつて御
承知願います。

七月九日質疑を終了し、討論に入りました。議決案の第一
は本件決算の是認、第二は内閣に対する十一項目の警告
であります。

討論では、日本社会党を代表して日黒理事、公明党・国
民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して佐藤委
員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員、ほかに木本委
員より、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対す
る警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党

・自由国民会議を代表して平井理事より、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は、次のとおりであります。

- (1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、本院の要請を受け、政府は当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、同院の検査の重要性にかんがみ、今後とも同院の行う検査の実施にあたっては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。
- (2) 毎年度、決算検査報告において、国の財政処理にかかる多くの不当事項等が指摘され、本院でも、常にその改善を求めてきたところであるが、依然として、多くの事項について指摘を受けていることは遺憾である。

政府は、予算の原資が主として国民の税金であることにかんがみ、その執行を一層厳正、かつ、効率的に

行い、いやしくも違法、不当の指摘を受けることのないよう努めるべきである。

(3) 民法に基づき、主務官庁の許可によつて設立される公益法人の中には、財産の運用あるいは収益事業の実施に際し、法人設立の趣意に反するとみられる事態が生じていることは遺憾である。

政府は、法人設立の許可に際しては、その適格性等について十分調査し、慎重に対応することはもとより、既設の法人についても、その活動の状況に常に留意し、真に公益の増進に寄与するものとなるよう指導監督に努めるべきである。

(4) 来る昭和六十年に「国連婦人の十年」の最終年を迎えるにあたり、婦人差別撤廃条約の批准に向けて、国内法制等諸条件の整備を可及的速かやに実現することが求められている。

政府は、雇用における男女の機会均等及び待遇の平等、男女同一の教育課程の確保等を一層促進し、眞の男女平等の早期実現に努めるべきである。

(5) 貸金業規制二法が施行されて半年余を経過したが、サラ金苦による自殺、家出、犯罪は後を絶たず、加え

て自己破産申立て件数が急増するなど、依然として深刻な事態が続いていることは看過できない。

政府は、この種金融の健全化を図るため、関係法律の厳正な運用を行うほか、金利の引下げ、金融機関等から貸金業者等への融資の抑制について一層指導を強めるとともに、都市銀行等一般金融機関が、消費者金融に積極的に取り組める環境を作るなど、利用者の保護に万全を期すべきである。

(6) 東京医科歯科大学医学部の教授選考の際に、選考委員である現職教授が、複数の候補者より現金を收受し、また医療機器の購入にあたっても、業者より現金を收受するという不祥事を起こし、これに係わった教官二名が贈収賄容疑で逮捕、起訴され、加えて従来からの教授選等にみられたこの種の学内体質について指摘されたことは、極めて遺憾である。

政府は、今回の事件が国立大学医学部に対する国民の信頼を損ね、社会に衝撃を与えたことを深く反省し、指摘された問題については、大学当局の自主的、かつ、積極的な改善措置を求め、今後再びこの種事態が発生することのないよう努めるべきである。

(7) 国立予防衛生研究所の職員が、抗生物質の検定成績通知書に虚偽の記載を行ったほか、製薬会社から提出された新薬製造承認申請資料の窃取事件にも加担し逮捕され、一方、国立衛生試験所では、中央薬事審議会の委員を兼ねる部長が、企業から提出された審議資料を他企業に提供し、収賄容疑で逮捕される事件が発生したことは、国民の医薬品行政に対する信頼を裏切ったことであり、極めて遺憾である。

政府は、医薬品行政が国民の健康に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、医薬品の安全確保について一層努力するとともに、職員への綱紀粛正の徹底、関係資料等の文書管理についても、一層厳正を期し、このような事件の再発防止に努め、国民の信頼の回復を図るべきである。

(8) 本年一月に発生した三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱の坑内火災事故は、生産第一主義と保安対策の不備によって発生した人災ともいえる重大事故であり、その後においても、なお、同鉱業所において、事故が繰返し発生していることは、労働者の健康、生命尊重といふ基本的な視点が十分に生かされていない結果であり、

極めて遺憾である。

政府は、今回の事故の重大性にかんがみ、事故の原因及び保安対策上の基本的な問題の所在を徹底的に究明し、その結果を国民の前に明らかにするとともに、今後の鉱山保安行政を推進するにあたっては、労働者の安全、衛生、保護の各施策を重点的、かつ、有機的に結合させ、さらに一層充実した対策を講すべきである。

(9) 本院は、郵政省職員による不正行為に対し、これまでしばしば決議を行い、その未然防止を強く求めてきたところであるが、この種犯罪は依然として後を絶たず、とりわけ、先般赤池郵便局において、当該特定郵便局長が、十二年の長期にわたり、巧妙に関係書類を作成し、三億六千余円を領得した未曾有の不正行為が発生し、改善の実があがっていないことは、極めて遺憾である。

政府は、郵政省職員の不正行為が続発し、その領得金額も年々多額にのぼっていることを深く反省し、この種犯罪の絶滅を期すため、業務考查及び会計監査等の監査を強化するなど、万全の策を講ずべきである。

(10) 近年、いわゆるワンルームマンションの建設が急増し、これに伴い周辺住民との間で、居住環境をめぐり、さまざまな問題が発生している。

政府は、こうしたワンルームマンションの建設に伴う諸問題を解決するため、今後ともその実態把握に努めるとともに、地方自治体や供給業者に対し、適切な指導に努めるべきである。

(11) 特定の地方団体において、長年にわたり国の補助事業及び貸付において、関係書類を作成し、事業費の過大精算、事業の一部不実施、補助あるいは貸付対象外を対象とするなどの不正手段を用い、不当に補助金、貸付金を受け、さらにこれらのうち一部は、請負業者から架空会社を経由して割戻しを受け経理を行うなど、著しく乱脈な町財政が行われていたことは、極めて遺憾である。

政府は、この種事態の再発防止に万全を期するため、地方議会及び監査委員等の自律機能がより一層發揮できるよう、また都道府県による財政運営指導がさらに適切に行われるよう指導に努めるべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）

九十八回国会 五八、一、二八 内閣提出
九十九回国会 百一回国会 総統審査
未了

九十八回国会 五七、一二、二八 内閣提出

百一回国会 五九、七、一二 議決

九十九回国会 未了

委員長報告

昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書の委員

委員長報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

長報告参照

昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書